

# 協働のまちづくり

## かわら版

Vol. 10  
2009年7月発行

編集：燕市企画調整部企画政策課  
〒959-0295 燕市吉田日之出町1番1号  
TEL：0256-92-2111 (協働のまちづくりG)  
FAX：0256-92-2110  
E-mail：kikaku@city.tsubame.niigata.jp  
URL：http://www.city.tsubame.niigata.jp/

燕市の協働のまちづくりの推進に関する情報をお届けしています。

### 「第2回まちづくり基本条例市民検討会議」を開催しました。

(仮称)まちづくり基本条例の制定に向けた具体的な取り組みとして、「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」の第2回目の会議を7月4日土曜日に吉田公民館で開催しました。

その内容についてお知らせします。

#### まちづくり基本条例には、どんな内容が書かれているの？

今回の会議では、まちづくり基本条例の具体的な内容について市民検討会議の委員の皆さんと一緒に学ぼうということで、まちづくり基本条例の先進地事例をアドバイザーである新潟大学の馬場先生からご紹介していただきました。

(仮称)まちづくり基本条例の検討に関する詳しい内容は、市のホームページからご覧いただけます。

#### テーマ 『まちづくり基本条例の先進地事例について ~ 条例とまちづくり ~ 』

(アドバイザー) 新潟大学大学院実務法学研究科准教授 馬場 健さん

##### 条例で決められないこと

法令 (= 法律や政令、省令等) の範囲内で条例を定めることができます。条例が法令の範囲を超えてしまうことは基本的にはできません。

##### 条例と法令との関係

国の法令が空白状態になっている部分については、地方自治体の事務の範囲内で条例制定を行うことが可能です。まちづくり基本条例は、この空白部分を埋めるという意味でつくられることが一般的です。

##### 条例の及ぶ範囲

「地域」については、条例を定めた地方自治体の区域内でしか適用されません。

「人」については、住民だけではなく、区域内にいる全ての人に適用されます。

また、条例の間に優劣はありませんが、まちづくり基本条例は、他の条例にも影響を与えたり、まちの施策の運営の仕方を変えたりすることは十分考えられます。

##### まちづくり条例の構造

##### ・理念

まちづくり基本条例の構造として、「まちづくりとは」「まちづくりの主体」「まちづくりのためのルール」が規定されています。それが、まちづくり基本条例の理念の部分として、構造の中に絶対入れておかなければならないものであると思います。

「まちづくり」の決め方のルールを考える、それが『まちづくり基本条例』で重要なことです！



##### ・構成要素

まちづくり基本条例の構成要素の大前提はルールづくりです。そのルールに基づいてまちづくりを進めようというまちのあるべき姿や、住民の役割、行政の役割、議会の役割などを規定していくということになります。

##### まとめ

まちづくり基本条例の先進事例をご紹介したとおり、規定されている内容はバラバラです。

大枠の構成要素は、だいたい同じですが、細かい部分は、自治体によって大きく異なります。その大きく異なっている部分は何を反映しているかと言えば、その地域の特性です。

地域特性が分からない僕が、皆さんに「まちづくりとはこういうものです」と言っても、意味がありません。地域の特性を生かし、この地域のまちづくりのルールをどのように定めたら良いのかについて、地域に関わる皆さんから議論していただき、その検討に基づいて条例案を考えていこうということです。

## (仮称)まちづくり基本条例の制定に向け、グループ別会議がスタート！！

今回が最初のグループ別会議でしたので、雰囲気づくりゲームで委員の皆さんのグループ分けを行って、グループごとに自己紹介を行った後、テーマについて皆さんの思いや意見を発表し合いました。

一人ひとりが気軽に意見を言えて、皆さんがともに協力しながら、目標に向かって対話ができるように、少人数で検討を行う「ワークショップ」を取り入れ、1グループ8名ずつの5グループに分かれて、委員の皆さん全員が均等に意見発表できるようにポストイット（付箋紙）を使った自由な意見出しを行いました。

### ワークショップ

テーマ 「まちづくり基本条例に期待すること」「こんな条例にしたい(したくない)こと」

### それぞれが抱くまちづくり基本条例に対する思いを伝え合いましょう！

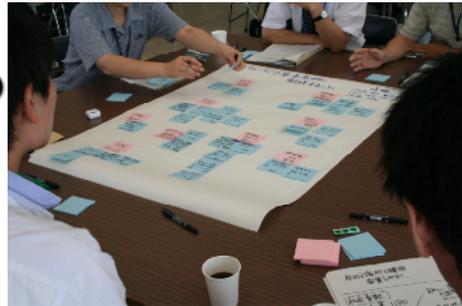
今回のテーマは、まずは条例に対する皆さんの考えや思いをできる限り洗い出していただくことが第一と考え、「まちづくり基本条例に期待すること」「こんな条例にしたい(したくない)こと」を宿題として考えてきていただきました。

グループ別会議では、各自が考えてきた「まちづくり基本条例に期待すること」「こんな条例にしたい(したくない)こと」を発表し合い、それぞれが抱くまちづくり基本条例に対する思いを伝え合いました。



### 宿題なんて 何年ぶり？

グループ別に  
活発な意見交換  
が行われました。  
皆さん、たい  
へんお疲れ様で  
した。



今回のテーマに関する各グループの意見の発表とまとめは、次回の第3回市民検討会議で行います。

### まちづくり基本条例市民検討会議の 開催日程

#### 第3回 市民検討会議

日時：平成21年8月1日(土)9:30～

場所：吉田公民館 講堂(3階)

会議はどなたでも傍聴できますので、興味のある方は、ぜひお越しください。

### 事務局の説明から

次回の会議では、今回の作業経過を皆さんで共有し、続きの作業を行った後、グループ別に発表を行います。後半部分では、まちづくり基本条例の検討項目の1番目に掲げた「市民参画と協働のまちづくりに必要なこと」について皆さんからグループ別にワークショップ形式で意見交換を行いながら、条例素案の策定に向け、検討を進めていきます。

### 編集後記

今回の会議では、テーマについてグループ別にワークショップを行い、意見交換や議論を通してまちづくりに対する共通認識を深めました。会場では、各グループでさまざまな意見が交わされ、活発な議論が行われました。ここでお詫びですが、委員の皆さんから意見交換の時間が足りないというご意見があり、委員の皆さんのご提案に基づき、次回から30分開始時間を早めて会議を開催させていただきます。事務局で想定していた以上に活発な会議となり、とてもうれしい悲鳴です。参加された皆さんに感謝しています。今後もいろいろな手法を取り入れ、楽しくまちづくりの議論ができるような会議にしていきたいと思っております。(す)